

# 受注型企画旅行取引条件説明書面（海外用）

（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）

御中

[主要旅行条件] 必ず裏面の旅行条件の欄もご確認ください。		申込日	年	月	日
申込者	フリガナ	フリガナ			
	契約責任者名	団体名 (ツアー名)			
	所在地	担当者名 TEL			
構成人員	<input type="checkbox"/> 小人（12才未満）男 名、女 名 <input type="checkbox"/> 大人（12才以上）男 名、女 名 <input type="checkbox"/> 幼児（6才未満）男 名、女 名 <input type="checkbox"/> 乳児（2才未満）男 名、女 名				
旅行日程	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 泊 日間				
旅行代金	旅行費用 円（一人あたり 円）（但し旅行参加者 名様以上とします。） <input type="checkbox"/> 旅行者の希望により一人で1部屋をご利用の場合は、一人部屋追加代金（ 円）を申し受けます。				
希望観光地	旅行先地	希望宿泊施設	ご希望の条件		
旅行代金に含まれる費用	旅行日程に明示した次の費用は旅行代金に含まれています。 利用運送機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、観光料金（入場料、ガイド料）、手荷物運搬料金（原則として、航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内） その他（ ）				
旅行代金に含まれない費用	・旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれに伴う税、サービス料、チップ ・旅券申請書作成等の渡航手続代行料金、各国の空港施設使用料、超過手荷物料金・空港税等・特別空港保険料・燃油付加特別料金・その他（ ）				
その他の条件					
添乗員	<input type="checkbox"/> 同行を希望する <input type="checkbox"/> 同行を希望しない				

お支払いと旅行契約の成立（詳しくは、裏面の旅行条件の欄もご確認下さい。）

申込金	（ ）円を申込書の提出時にお支払い下さい。
旅行契約の成立	当社の承諾と上記の申込金の受理をもって契約の成立となります。
旅行代金残金	旅行代金からお申込金を差し引いた残金を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって（ ）日目にあたる日までにお支払い下さい。

旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館にお問い合わせ下さい。）

旅券（パスポート）	この旅行には有効期間が（ ）以上残っている旅券が必要です。
査証（ビザ）	<input type="checkbox"/> この旅行は査証が不要です。 <input type="checkbox"/> 次の国の査証が必要です。（ ）
予防接種	この旅行には、（ ）の流行地域を有する（ ）国が含まれています。

現在お持ちの旅券が有効かどうかの確認、旅券取得、査証取得については当社にお問い合わせ下さい。

## 確定書面の交付

確定書面の交付日	当該契約書面において確定されていない運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、これらの確定状況を記載した書面を交付します。 その場合 確定書面は 年 月 日までに交付します。 <input type="checkbox"/> ご来店 <input type="checkbox"/> お届け <input type="checkbox"/> ご送付 <input type="checkbox"/> その他 当社が上記の日までに確定書面を提出しない場合は、お客様は旅行契約を解除することができます。
----------	---

## 旅行企画・実施

登録番号

会社名

住所

電話番号

E-mail :

総合旅行業務取扱管理者

外務員氏名

右記の旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取りきの責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

# 受注型企画旅行取引条件説明書面（海外用）

旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面  
旅行業法第12条の5による契約書面

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社が旅行者の依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

### 2. 契約の申込み

- 当社が旅行者に交付した企画書面の内容に契約を申込みとする旅行者は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- 当社は同一のコースにおいて、参加しようとする複数の旅行者および団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）が責任ある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者（以下「契約責任者」という。）との間で行ないます。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなげばなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始前においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- a. 旅行開始日に（ ）歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補聴器使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社は可能な範囲内に対応します。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

### 3. 契約締結の拒否

- 当社は、次ご掲げる場合において、契約締結をご応じないことがあります。
- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
  - 前条(6)の申し出があった場合であって、旅行者の参加のために必要な措置が講じられないとき
  - 当社の業務上の都合があるとき

### 4. 契約の成立時期

- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約の締結を承諾するときは、前(1)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は契約責任者にその旨を記載した契約書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該契約書面を交付した時に成立するものとします。
- 申込金は、旅行代金、取消料等又は運送料の一部として取扱いします。

### 5. 契約書面の交付

- 当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

### 6. 確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日）以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日 までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれを回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと特定されます。

### 7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載しております。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい増減や変動が生じた場合により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額を旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前にお知らせいたします。この場合旅行者は、旅行開始前に企画料金を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額を旅行代金を減額することができます。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当該旨を旅行者に通知する旨を当社が変更となるときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

### 8. 契約内容の変更

- 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに対応します。この場合、当社が旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他旅行者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後ご説明します。

### 9. 旅行契約の解除

- 旅行者から企画料金を又は取消料をいせがけなく場合  
旅行者は、企画書面に記載の企画料金を又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- 旅行者から企画料金を又は取消料をいせがけなくない場合  
旅行者は次ご掲げる場合において、旅行開始前企画料金を又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
  - 旅行契約内容に以下に明示するような重要な変更がなされたとき。
    - 旅行開始日又は終了日の変更
    - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
    - 運送機関の種類又は会社名の変更
    - 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
    - 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
    - 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
    - 宿泊機関の種類又は名称の変更
    - 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
  - 旅行代金が増額されたとき（旅行者から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

- 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 旅行者は旅行開始前において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規程にかかわらず、企画料金を又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの返受受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。
- 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの返受受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、運送料その他の取戻しを支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限り）を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

### 10. 当社の責任

- 当社は当社又は手配した旅行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配した旅行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社ご故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

### 11. 特別賠償

当社は旅行者が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業特約特別賠償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です。）として支払います。当該企画旅行日程において、旅行者が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の稼働中止により）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われず旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とは扱いません。

### 12. 旅程保証

旅行日程下掲ご掲げる変更がなされた場合は、旅行業特約（受注型企画旅行契約の部）の規程によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0

### 13. 旅行者の責任

- 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなげばなりません。
- 旅行者は、旅行開始前、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 14. 旅行券・査証について

現在お持ちの旅行券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅行券・査証取得は旅行の出発までご旅行者の責任で行ってください。

### 15. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい。

### 16. 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出される場合があります。お申込みの際、当社にお知らせ下さい。「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認下さい。

### 17. 渡航先危険情報が発出された場合の旅行中止について

旅行のお申込み後、旅行の目的地で危険情報が発出された場合は、当社が旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。当社が危険情報が発出された場合は、原則として旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合ごは旅行者が旅行を取り止められると当社が所定の取消料をいただきます。

### 18. お買い物案内について

旅行者の便宜をはかするため、観光中・送迎中にお土産にご案内することがあります。当社では、お店の選定はご万全を期しておりますが、購入の際には旅行者ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートを受け取りなどを必ず行ってください。

免税品戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、旅行者ご自身の責任で行ってください。ワントン条約又は国内法法令により日本への持込が禁止されている品物がございましたら、ご購入には十分ご注意ください。

### 19. 事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もしも通知できない事情がある場合は、その事情がなくなりましたらご通知ください。）

### 20. 個人情報取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただきます。旅行者が申込みされた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社が①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願ひ、③アンケートのお願ひ、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただきますことがあります。

### 21. 約款等

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業特約（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。